



令和6年度 久留米市職員採用試験案内

【任期付職員 事務職（生活保護ケースワーカー）】

● 申込受付期間

【持 参】 令和6年12月27日（金）～令和7年1月30日（木）（受付は土曜・日曜を除く）

【郵 送】 令和6年12月27日（金）～令和7年1月29日（水）消印有効

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職務内容	採用予定人員
事務職 (生活保護ケースワーカー)	生活保護のケースワーク等の業務	6人程度

(1) 久留米市が同日に実施する試験との併願はできません。

(2) 採用予定人員は変更になる場合があります。

なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 試験の日程及び方法

試験科目	試験日	会場	採用予定人員
書類審査 (事前提出)	—	—	申込時に提出された資格経歴等審査書により、職務に関する専門的な知識経験、表現力、企画力について審査するものです。
面接試験	2月9日（日）	久留米市役所 本庁舎3階 301会議室	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。 また、申込時に提出された資格経歴等審査書の内容について質疑応答を行います。

(1) 試験会場に駐車はできません。公共交通機関をご利用ください。

(2) 試験の日程は予定です。変更があった場合は、受験者に別途お知らせします。

(3) 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用など）を希望する人は、1月30日（木）17時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

3 試験当日に持参するもの

- ・ 受験票

4 受験資格

試験区分	受験資格
事務職 (生活保護ケースワーカー)	日本国籍を有する人で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する人、あるいは、社会福祉主事任用資格を有する人。(令和7年3月31日までに資格取得見込みの人を含む。)

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。
ただし、任期付職員として現在勤務している人で、令和7年度に任期を有する方は受験できません。
- (2) 最終合格者には、資格を有することを証明する書類(資格証明書、成績証明書、卒業証明書又は卒業見込証明書)を提出していただきます。受験資格を有することを証明できない場合は採用されません。また、資格取得見込みの人で、令和7年3月31日までに資格を取得できなかった場合も採用されません。
- (3) 生活保護ケースワーカーにおける「社会福祉主事任用資格」について、次のいずれかに該当することを要します。
 - ① 社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、大学等において、3科目以上履修し、卒業したこと又は卒業見込みであること。
 - ② 社会福祉法に規定する、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了したこと。
※ 指定科目については大学等に在籍した年度に応じて科目の読み替えが認められています。詳しくは厚生労働省ホームページでご確認いただくか、久留米市健康福祉部生活支援第1課までお問合せください。
- (4) 上記の受験資格があっても、地方公務員法第16条各号に定める下記のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

5 申込受付期間及び受験手続

(1) 申込受付期間

令和6年12月27日(金)～令和7年1月30日(木) 8時30分から17時15分まで
※ 土曜日、日曜日は受け付けできません。
※ 郵送の場合は、1月29日(水)消印有効

- ① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込記載事項に不正がある場合又は公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合又は非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

(2) 受験手続

「受験申込書(要顔写真貼り付け)」、「受験票」、「資格経歴等審査書」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。(全て本人により手書きされたもののみ受け付けます。)

① 持参する場合

久留米市健康福祉部生活支援第1課(久留米市役所本庁舎地下1階)

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、「久留米市健康福祉部生活支援第1課」宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。

また、受験票の返信用として、110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※返信用封筒が同封されていない場合、受験票が返送できませんのでご注意ください。

(3) 受験票の交付

受験票は、申込書持参の場合は受付時に交付し、郵送申込の場合は後日郵送します。

受験票が届かない場合又は紛失した場合は、2月5日(水)までに生活支援第1課まで連絡してください。

6 給与及び主な勤務条件等

種類	採用予定人員
給与	給料月額：248,676円(地域手当含む) 諸手当：期末勤勉手当(4.6月分)、通勤手当、時間外勤務手当等あり。 年額：1年目372万円程度、2年目以降420万円程度
勤務時間	1日7時間45分(週38時間45分)
休日等	原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等があります。
福利厚生	福岡縣市町村職員共済組合に加入
勤務地	久留米市健康福祉部生活支援第1課・2課(久留米市城南町15-3 久留米市役所地下1階)

- ① 上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。
- ② 業務により公用車等を運転することがあります。

7 採用候補者名簿への登載及び任期等

任期等
最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和7年4月1日から令和10年3月31日まで任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長令和12年3月31日まで任期が更新される場合があります。

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務の都合により令和7年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和10年3月31日までの任期となります。

8 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 合格者発表

- ① 日時 令和7年2月18日(火)午前10時
- ② 方法 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対してその合否の結果を郵送により通知します。
なお、合否についての電話問い合わせへの対応は、行いません。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

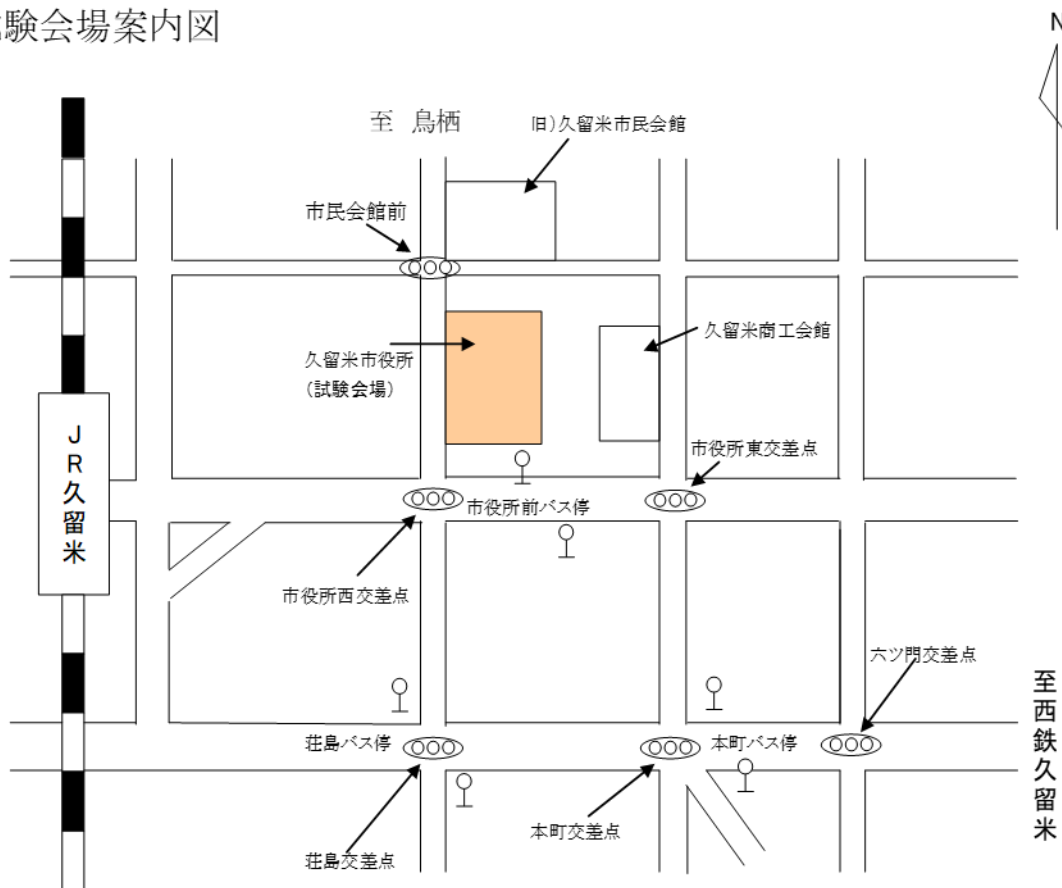
- ① 対象者 本採用試験の不合格者(全ての科目を受験した人に限ります)

- ② 請求方法 「受験票」「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を、久留米市健康福祉部生活支援第1課まで持参してください。
- ③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 合格発表の日から1ヵ月間

9 受験申込み及びお問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市健康福祉部生活支援第1課
 【電話】0942-30-9023 (直通) 【FAX】0942-30-9710
 【メールアドレス】hogo@city.kurume.lg.jp 【ホームページ】http://www.city.kurume.lg.jp

試験会場案内図



久留米市役所	JR 久留米駅から徒歩8分 西鉄久留米駅から JR 久留米駅、高専、大学病院方面行き バスで市役所前バス停下車
--------	--